

第2弾 奥多摩町地域応援券

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済の低迷に際し、地域経済の活性化を図るため、昨年に引き続き「奥多摩町地域応援券交付事業」を実施します。

なお、今回の地域応援券については、対象の方へ郵送しますので、申請の必要はありません。

【応援券の概要】

○有効期間：令和3年8月1日（日）～令和3年12月31日（金）

＊利用期限を過ぎた商品券は無効となり利用できません。

○商品券名：奥多摩町地域応援券

○交付対象者：令和3年7月1日時点で、奥多摩町に住民登録がある方。

○発行額面：交付対象者1人につき15,000円（無償で配布します）

（1枚500円で1冊30枚綴り、うち10枚は飲食店専用券）

＊取扱加盟店一覧は、奥多摩町地域応援券の郵送時に同封します。

※問い合わせは、観光産業課 ☎ 83-2295



若者定住推進課からお知らせ

◎移住・定住応援補助金をご活用ください

町では、次代を担う若者世代の移住・定住を応援するため、町内に住宅などを購入された方を対象に、補助金を交付（事業費の1/2・最大200万円）し、資金借入に対する利子補給（借入利率の1/2・年額最大30万円・36か月）を行っています。さらに、町内事業者の利用および地場木材の活用で各10万円分の奥多摩町商業協同組合商品券を上乗せで最大220万円分交付し、町内金融機関（西東京農業協同組合古里支店・青梅信用金庫奥多摩支店）利用の場合、最大33万円利子を補給します。

【年齢要件】

①45歳以下の夫婦

②子ども（高校生以下（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者））がいる世帯

③35歳以下の者

＊年齢要件以外にも、対象要件などがあります。詳しくはお問い合わせください。

◎移住・定住相談について

移住・定住相談会につきましては、例年4月に行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から総合的な相談会は延期としております。電話・メールでの問い合わせなどは随時お受けしておりますので、お気軽に下記相談窓口にご連絡ください。なお、移住してきてお困りの方の相談も随時お受けしております。

◎空き家・空き地などの相談

空き家の処分を考えている方、相続により建物や土地を譲り受けたが活用方法が分からない方、所有の建物・土地がご自身の名義ではなくお困りの方などは、お気軽に下記相談窓口にご連絡ください。

※問い合わせは、若者定住推進課（相談窓口） ☎ 83-2310

【今月号の主な記事】

4頁／少年野球教室参加者募集 5頁／地籍調査の実施 6頁／マイナンバーカード休日臨時窓口
7頁／国民健康保険税の減免について 8頁／後期高齢者医療保険料通知 13頁／熱中症予防
14頁／子育て世帯生活支援特別給付金 16頁／健康診査（青梅市医療機関での受診）について